

でんさいネットのご利用の際の留意事項について（でんさいライト用）

項目	ご注意いただきたいこと
でんさいライトサービスについて	➤ でんさいライトは、インターネットバンキング契約がなくてもでんさい*1 を利用できるサービスです。基本手数料はかかりません。インターネットに接続できる環境、全銀電子債権ネットワーク社所定のインターネットブラウザがあれば、現在お使いのパソコン・スマートフォン・タブレットを通じてご利用いただくことができます（専用のアプリをインストールする必要はありません）。
利用料	➤ でんさいライトを利用して記録請求を行う場合および FAX 通知を利用する場合には、全銀電子債権ネットワーク社が定める利用料（手数料）（※1）を、全銀電子債権ネットワーク社宛にお支払いいただきます（※2）。 （※1）全銀電子債権ネットワーク社が定める利用料（手数料）の金額は、全銀電子債権ネットワーク社のウェブサイト上に掲示していますので、下記のQRコードまたは https://www.densai.net/densai-light/ よりご確認ください。  （※2）手数料引落日は月末日（金庫休業日の場合は翌営業日）です。 ➤ 利用契約の解約または解除時において全銀電子債権ネットワーク社への未払手数料等がある場合には、全銀電子債権ネットワーク社所定の引落日に手数料引落口座から引き落とします。 ➤ <u>全銀電子債権ネットワーク社が定める利用料（手数料）以外に、当金庫が定める利用料（手数料）がかかる場合があります。詳しくは、直接、当金庫のお取引店宛にお問い合わせください。</u> <u>なお、この場合の手数料引落日は毎月 10 日（金庫休業日の場合は翌営業日）です。前月の利用分を月末に集計し、代表口座より引落します。ただし、当金庫所定の書面を当金庫のお取引店にご提出いただく方法で取扱うものについては、決済口座からの自動引落しではなく、お取引店で利用手数料をお支払いいただきます。</u>
サービスの提供時間 （営業日・営業時間）	➤ でんさいライトは、銀行営業日の午前8時から午後7時までご利用いただけます（※）。なお、当日付で取り扱う記録請求については午後3時までに行う必要がありますのでご注意ください。 （※）サービス提供日・提供時間は事前に通知することなく変更することがあります。また、サービス終了時刻間際に操作された場合など、お手続きいただく時間帯によっては当日中に手続きが完了しない場合やご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。
利用環境	➤ でんさいライトは全銀電子債権ネットワーク社所定の環境でご利用いただく必要があります。全銀電子債権ネットワーク社所定の利用環境については、全銀電子債権ネットワーク社のウェブサイト上でご案内します。
利用申込	➤ でんさいライトサービスをご利用いただくに当たって、当金庫において審査を行います。審査の結果、お客様のご希望に添えない場合がございます。 ➤ また、ご利用の開始に当たって、全銀電子債権ネットワーク社からお客様宛にでんさいライトの管理者ID、初期パスワード等を記載した通知を発送いたします。 ➤ なお、でんさいライトサービスでは、保証利用限定特約はお取扱いしておりません。
でんさいライトで利用できないサービス	➤ でんさいライトでは、以下の①～③のサービスはご利用いただくことはできません。 ① 単独保証記録*2 の請求・承諾 ② 指定許可*3 先の登録 ③ 譲渡記録請求時の債権金額指定（譲渡記録請求時に、譲渡するでんさいを一意に特定するキー項目として「債権金額」を指定できる機能のことをいいます。）

項目	ご注意いただきたいこと
決済口座、手数料引落口座の届出および制限事項	➤ でんさいライトサービスのお申込に当たっては、決済口座（※）および手数料引落口座を当金庫にお届出いただく必要があります。なお、お申込時における決済口座と手数料引落口座は同一の口座とさせていただきます。 （※） 決済口座は、1 利用契約ごとに単一の決済口座とする必要があります。
利用者番号	➤ お客様には、1 法人（個人事業主である場合には 1 人）につき 1 つの利用者番号を付与いたします。 ➤ 複数の窓口金融機関*4 をご利用する場合であっても、利用者番号は同一（1 つ）です。 ➤ でんさいライトと窓口金融機関が提供するインターネットバンキング等を通じたでんさいネットサービスを併用する場合であっても、利用者番号は同一（1 つ）です。 （※例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一（1 つ）です。） （※すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って 2 つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。）
でんさいライトのユーザ管理等	➤ お客様は、「利用申込」項目の通知でお知らせする管理者 ID、「届出とその変更手続き」でご登録いただく利用者 ID およびそれらに付随するパスワードその他の情報ならびにでんさいライトサービスのご利用に当たって必要な機器等については、お客様ご自身の責任において厳重に管理する必要があります。なお、お客様が管理者 ID のパスワードについて、全銀電子債権ネットワーク社所定の回数を超えて連続して届出と異なるパスワードを入力した場合、全銀電子債権ネットワーク社はお客様に事前に通知することなく、管理者 ID の利用を停止します。利用を停止された管理者 ID の利用を再開するためには、全銀電子債権ネットワーク社所定の手続が必要となります。また、管理者 ID・パスワードを失念した場合、全銀電子債権ネットワーク社所定の手続を行うことにより管理者 ID・パスワードの再発行を申請することができます。
でんさいの発生（手形の振出に相当）	➤ でんさいライトサービスの利用者を債務者とするでんさいを発生させる際の債権金額は、1 円以上 100 万円以下です。債権金額は、1 円単位で設定いただけます。なお、でんさいの受取に際しては、上記の金額制限は適用されません。 ➤ でんさいの支払期日（手形のサイト）は、電子記録年月日（でんさいの発生日）から起算して 3 銀行営業日を経過した日以降で 10 年後の応当日までの範囲で設定いただけます。
でんさいの譲渡（手形の裏書に相当）	➤ でんさいを譲渡する場合は、原則として当該でんさいを保証していただく取扱いになります（手形の裏書に相当）。すなわち、債務者が支払えなかった場合には（支払不能*5）、でんさいを譲渡したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うことになります。 なお、でんさいを譲渡する際には、1 円以上 100 万円以下との制限は適用されません。 ➤ 債権者利用限定特約（でんさいの債務者とはならない特約）を締結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、原則として当該でんさいを保証する取扱いになります。
でんさいの分割譲渡	➤ でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。 （※例：1,000 万円のでんさいのうち、800 万円を分割譲渡し、残りの 200 万円のでんさいを自分の債権として保有。） ➤ 分割のみの取扱いはできません。
でんさいの取消等	➤ でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して最大 5 銀行営業日（記録日から支払期日までの日数により異なります。）の間、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消すことができます（取消可能な期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。）

項目	ご注意いただきたいこと
でんさいの記録内容の変更	➤ 利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。 (※利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。) ➤ でんさいライトの利用者を債務者とするでんさいについて債権金額を変更する場合、1円以上100万円以下の範囲で変更いただけます。
記録請求の制限期間	➤ でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。 (※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の3銀行営業日前までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考2」をご参照ください。)
電子記録および通知	➤ 全銀電子債権ネットワーク社がお客様から記録請求を受け付けたこと等により、電子記録を行った場合、お客様から予めお届けいただいた電子メールアドレス宛の電子メールやでんさいライトのウェブサイト画面上での表示により、その電子記録の内容を通知します(※)。 (※) 口座間送金決済による支払等記録などの一部の電子記録を除きます。
でんさいの決済(支払い)(口座間送金決済*6)	➤ でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお客様は、発生させたでんさいの支払期日の前営業日までに当該でんさいの決済資金を決済口座にご準備ください。 ➤ 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。 (※詳しくは、「支払不能処分制度」項目をご参照ください。) ➤ 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。 ➤ 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。 ➤ 債務者に支払不能が発生した場合、当該でんさいの譲渡に際して保証をした譲渡人は、債権者に対して、支払義務を負います。 ➤ 電子記録保証人*7が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*8を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。
口座間送金決済の中止	➤ 債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ずお取引店を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 (※詳しくは、「異議申立の手続」項目をご参照ください。)
支払不能処分制度(電子交換所の取引停止処分制度に相当)	➤ 支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、当該債務者のお客様には、原則として支払不能処分が科されます。 ➤ 支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。 ・ でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。 ・ 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。 ➤ 同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。 ➤ 電子交換所の取引停止処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。

項目	ご注意いただきたいこと
異議申立の手続	➤ <u>契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予していただくことができます。</u> ➤ <u>ただし、債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の前銀行営業日までに</u> <u>お取引店にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額（異議申立預託金）をお預けいただく必要があります。</u> （※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。）
記録事項の開示	➤ <u>「記録事項」の開示請求ができる方は、当該でんさいの利害関係者（債務者、債権者、電子記録保証人（でんさいの譲渡人を含む。））とその窓口金融機関です。</u> ➤ でんさいライトでは、最新債権情報開示（※）および定例発行方式の残高証明書の発行請求を行うことができます。その他の開示請求についてはお取引店宛にお申し出ください（定例発行方式の残高証明書はお取引店宛に発行請求していただくことも可能です。）。 （※）でんさいの電子記録事項のうち請求時点の債権の金額、支払期日等、債務者、債権者、電子記録保証人の情報の開示請求（でんさいライトのウェブサイト画面上で表示され、閲覧することができます。）
届出とその変更手続	➤ 以下の①～⑥の事項については、でんさいライトのウェブサイト画面上でご入力いただくことにより全銀電子債権ネットワーク社への届出や変更を行うことができます。 ①利用者 ID（管理者 ID は含みません。） ②利用者 ID（管理者 ID を含みます。）に係るパスワード ③利用者 ID（管理者 ID を含みます。）に係る携帯電話番号 ④利用者 ID（管理者 ID を含みます。）に係る電子メールアドレス ⑤FAX 番号 ⑥記録請求の制限等の設定 ➤ 上記①～⑥以外の事項については、お取引店宛にお届出ください。
他の記録機関との関係 （記録機関変更記録）	➤ でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取扱いすることができます。 ➤ なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移動することはできません。
記録請求等の方法の変更 （チャネル移行）	➤ でんさいライトサービスから当金庫を通じて記録請求等を行う方法に変更することができます。変更手続の方法等についてはお取引店宛にお問い合わせください。<u>なお、お取扱いの状況により、直ちに変更できない場合もあります。</u>
お客様のご都合による 利用契約の解約	➤ でんさいライトサービスの利用契約の解約を希望される場合、当金庫所定の手続により、お取引店宛に解約をお申し出いただくことができます。 ➤ 解約の効力は、解約しようとするでんさいライトサービスの利用契約に係る以下の①～③のでんさいの全部が消滅したことを支払等記録によって全銀電子債権ネットワーク社が確認した時に生じます。 ①お客様を債務者とするでんさい ②お客様を電子記録保証人とするでんさい ③お客様を債権者とするでんさい

項目	ご注意いただきたいこと
利用契約の解除	➤お客様が以下の①～⑥の事由のいずれかに該当する場合、全銀電子債権ネットワーク社および当金庫はでんさいライトサービスの利用契約を解除することができます。 ①でんさいネット業務規程等で定める利用契約の解除事由に該当した場合 ②お客様の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合 ③お客様の信用状態に重大な変化が生じたと全銀電子債権ネットワーク社が判断した場合 ④解散その他営業活動を停止した場合 ⑤全銀電子債権ネットワーク社所定の利用料（手数料）等を2か月連続して支払わなかった場合 ⑥でんさいライトサービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると全銀電子債権ネットワーク社が判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等、相当の事由があると全銀電子債権ネットワーク社が判断した場合 ➤解除の効力は、当金庫がお客様に対し、通知する解除日に生じます。
コールセンターについて	➤以下の内容についてご不明な点がございましたら、でんさいネットが設置しているコールセンター（0120-585-866）にお問い合わせください。 ①でんさいライトのサービス内容・制度全般 ②全銀電子債権ネットワーク社が定める手数料 ③でんさいライトを通じた操作方法全般 ④でんさいライト上の操作履歴・取引履歴 ⑤手数料引落口座の変更手続き なお、上記以外にご不明な場合は当金庫のコールセンター（0120-174-540）にお問い合わせください。

[ご参考1：説明に使用する用語]

項目	ご注意いただきたいこと
*1 でんさい	でんさいネットが取扱う電子記録債権のことです。
*2 単独保証記録	単独保証記録とは、でんさいの譲渡を伴わずに、単独で保証人の電子記録保証を付すためにする記録です。単独保証記録は、債権者が請求し、電子記録保証人が請求を承諾することにより記録されます。
*3 指定許可（機能）	指定許可機能とは、取引先以外からの誤請求を防止するために、予め登録した取引先からのみ、でんさいに関する各種請求を受け付ける機能です。
*4 窓口金融機関	でんさいネットに参加する金融機関のうち、お客様との間で利用契約を締結し、お客様の手続き等の窓口となる金融機関のことです。
*5 支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
*6 口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。
*7 電子記録保証人	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客様のことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
*8 特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。

(注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
(注2) でんさいライトサービスの利用契約の場合は、譲渡に随伴する「譲渡保証」をした保証人（譲渡人）。
(注3) 「－」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
(注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。
(注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
(注6) 債務者の窓口金融機関（仕向金融機関）からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可（ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後）。
(注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
(注8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
(注9) 書面での手続きとなるので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なる。
(注10) でんさいライトサービスの利用契約の場合は可。